

# ○大府市スポーツ競技大会出場激励金交付要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、世界大会、アジア大会又は全国大会（以下「スポーツ競技大会」という。）に出場する者に対し、大府市スポーツ競技大会出場激励金（以下「激励金」という。）を交付することにより、もって本市のスポーツの推進に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この要綱において「世界大会」とは、オリンピック、世界選手権大会その他の世界を統括する体育団体又は競技団体が主催する大会のうち、選考会又は予選（以下「選考会等」という。）を経て出場するものをいう。

2 この要綱において「アジア大会」とは、アジアを統括する体育団体又は競技団体が主催する大会のうち、選考会等を経て出場するものをいう。

3 この要綱において「全国大会」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国民体育大会
- (2) 全国青年体育大会
- (3) 全国高等学校総合体育大会及び全国高等学校定時制通信制体育大会
- (4) 県大会、地方大会等の選考会等において、優秀な成績を修め、又は標準の記録に達し出場する全国規模の大会
- (5) その他市長が特に認める全国規模の大会

## （対象）

第3条 激励金は、市内に居住し、若しくは勤務する個人又は活動の拠点を置く団体がスポーツ競技大会に出場するときに交付する。

2 前項の規定にかかわらず、大府市税を滞納している者（団体を除く。）は、激励金の交付の対象としない。

## （適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、全国中学校体育大会及び東海中学校総合体育大会派遣費補助金交付要綱の規定による補助金又はこれに類する補助を受けたときは、激励金を交付しない。

## （激励金の額）

第5条 激励金の額は、予算の範囲内において市長が別に定める。

## （申請等）

第6条 激励金の交付を受けようとする者は、大府市スポーツ競技大会出場激励金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、スポーツ競技大会に出場する前日までに市長に申請しなければならない。ただし、当該期日までに申請することができないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) スポーツ競技大会の要項又はこれに準ずるもの
- (2) 選考会等の要項又はこれに準ずるもの（選考会等を経て出場する場合に限る。）
- (3) スポーツ競技大会に出場することを証するもの（賞状、記録証、認定証等）
- (4) 団体の場合にあっては、団体に所属する選手の名簿

2 市長は、前項の規定による申請に基づき、激励金を交付するものとする。

3 激励金の交付を受けた者（以下「受取人」という。）は、領収書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

4 受取人は、当該スポーツ競技大会の終了後、速やかにその成績について、スポーツ競技大会出場結果報告書（第3号様式）により、市長に報告しなければならない。

（激励金の返還）

第7条 市長は、受取人が当該スポーツ競技大会に出場しなかったとき、又は不正の手段により激励金の交付を受けたと認めるときは、激励金を返還させることができる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月22日から施行する。